

制度	質問	答え
【結婚】	入籍をしました。申請はいつ頃までにすればいいですか？	会社へ必要なお手続きをしていただいた後、できるだけ早めにご申請ください。事後申請の場合は1年以内の申請となります。
	披露宴に祝辞が欲しいのですが申請はいつまでに提出すればいいですか？	披露宴に祝辞カード送付希望の方は挙式1ヵ月前までにご提出ください。
	配偶者も共済会員の場合、双方に給付が受けられますか？	会員それぞれに送られます。ただし、お二人とも申請が必要です。
	商品券の届け先を会社に指定できますか？	ご自宅へのお届けに限らせていただきます。

制度	質問	答え
【出産】	産休に入りますが事前に申請が必要ですか？	事前の申請は必要ありません。ご出産後にご申請ください。
	退職後に出産予定ですが給付をうけられますか？	会員本人が退職日より6ヶ月以内に出産する場合は申請ができます。退職前に「母子手帳の表紙」及び「出産予定日が記載されているページ」のコピーを添付の上、ご提出ください。
	死産（流産）してしまった場合も申請が必要ですか？	妊娠85日以上の死産のときは「見舞金」が給付されます。詳しくは共済会までお問合せください。

制度	質問	答え
【入学】	申請期限がありますか？	毎年4月から6月が受付期間となります。 お子さまが入学される該当年度の期間中に必ず申請ください。
	3月に退職する場合は給付を受けられますか？	該当年度の4月1日に在籍している会員が対象です。 それ以前に退職する場合は申請できません。
	離婚している場合も給付対象ですか？	同居もしくは健康保険上扶養であれば給付対象です。